

会 議 記 録

会議名称	杉並区介護保険運営協議会（平成26年度第2回）	
日時	平成26年9月19日（金）14時00分～16時04分	
場所	杉並区職員会館 2階 201会議室	
出席者	委員名	古谷野会長、阿部委員、岡安委員、喜多委員、林委員、山崎委員、吉藤委員、山田委員、松浦委員、澁谷委員、甲田委員、須藤委員、高橋（美）委員、小林委員、高橋（眞）委員、森安委員、内田委員、本郷委員、
	区側	高齢者担当部長、保健福祉部管理課長、高齢者施策課長、高齢者施設整備担当課長、高齢者在宅支援課長、地域包括ケア推進担当課長、介護保険課長、
	事務局	高齢者施策課 和久井、芳賀、渡辺
傍聴者数	1名	
配付資料等	<ol style="list-style-type: none"> 1 第6期杉並区介護保険事業計画の策定について 計画素案の骨子（案） 2 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例案の参酌部分について 3 杉並区地域包括センター（ケア24）における地域づくりの取組みの中間報告について 4 地域密着型サービス事業所の開設について 5 地域密着型サービス事業所の廃止について 6 地域密着型サービス事業所の指定等について 7 地域密着型サービス事業所の（区外）の指定について 参考 委員名簿 参考 杉並区総合計画・実行計画改定案・計画改定のポイント（資料1、2、5） 参考 すぎなみの介護保険	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者担当部長あいさつ 2 平成26年度第1回運営協議会会議録の内容確認について 3 議題 <ol style="list-style-type: none"> （1）第6期介護保険事業計画素案の骨子（案）について （2）指定介護予防支援事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案の参酌部分について 4 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> （1）杉並区地域包括支援センター（ケア24）における地域づくりの取組みの中間報告について （2）地域密着型サービス事業所の開設について （3）地域密着型サービス事業所の廃止について （4）地域密着型サービス事業所の廃止および指定について （5）地域密着型サービス事業所の（区外）の指定について 5 その他 	
会議の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 第6期介護保険事業計画素案の骨子（案）について（了承） 2 指定介護予防支援事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係 	

	<p>る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案の参酌部分について（了承）</p> <p>3 杉並区地域包括支援センター（ケア24）における地域づくりの取組みの中間報告について（報告）</p> <p>4 地域密着型サービス事業所の開設について（報告）</p> <p>5 地域密着型サービス事業所の廃止について（報告及び質疑応答）</p> <p>6 地域密着型サービス事業所の廃止および指定について（報告及び質疑応答）</p> <p>7 地域密着型サービス事業所の（区外）の指定について（報告）</p>
高齢者施策課長	<p>皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、平成26年度第2回介護保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は藤林副会長、長谷川委員、稲葉委員、緒方委員の4名の方からご欠席の連絡をいただいております。また、澁谷委員は遅れていらっしゃるということです。</p> <p>開会に先立ちまして、今回1名の委員の入れ替えがございました。委員の委嘱状については新委員の席上のご用意させていただいております。今回、木梨委員との交替で委員をお引き受けいただいた松浦芳子委員でございます。松浦委員から一言ごあいさついただけますでしょうか。</p>
委員	<p>皆様、こんにちは。松浦芳子でございます。これから高齢化が進み、さらに大変な時代になると思いますので、介護保険などしっかり勉強して意見を述べたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
高齢者施策課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、高齢者担当部長よりごあいさつさせていただきます。</p>
高齢者担当部長	<p>皆さん、こんにちは。高齢者担当部長の田中です。本日もよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は少し不便な会場で申し訳ございません。お集まりいただきまして本当にありがとうございます。</p> <p>8月、9月あたりから、日々の報道で、新聞、テレビを見ていると高齢者に係るいろいろな情報が皆さんのお耳に入っているかと思えます。先月は、日本人の男性の平均寿命が初めて80歳を超えたということで、女性はずっと世界一をたどっておりますが、男性も世界4位になり、非常に長寿の国であるという実感を皆さんもお持ちかと思えます。</p> <p>先日の新聞では、75歳以上の日本人の人口が12.5%、8人に1人が後期高齢者ということで、数字で見ても高齢化が進んでいるということを実感しています。また100歳以上の方も5万9,000人近くいらっしゃるということで、本当に長寿を誇れる国だと思います。</p> <p>杉並区では、先日杉並公会堂で敬老事業を開催いたしました。私も会場を訪れましたが、たくさん的高齢者が、それぞれの状態でお過ごしになっていることは、お集まりになっているのを見て実感いたしました。</p> <p>ただ、長寿と言いましても、やはり肝心なのは健康長寿ということだと思います。生きがいや健康があって、それで生き生きと過ごせる期間がなるべく長くあってほしいということです。</p> <p>それから、万が一要介護になっても、介護保険の仕組みを中心に地域がお互い支え合いあって、安心した生活が身近なところで送れるといった仕組みがやはり大事だと思っています。</p> <p>現在、区は総合計画・実行計画を改定中ですが、その中でも健康長寿の推進を掲げ、地域包括ケアシステムの構築を1つの重点課題として入れていく</p>

	<p>ということで、私どももいよいよ本格的な取組をしていかなければと決意をしているところでございます。</p> <p>今日は今年度2回目の介護保険運営協議会ということですが、前回6月に開かれた協議会の直前ぐらいに、いわゆる地域医療・介護総合確保推進法が定まりまして、その関連で介護保険制度も恐らく制度発足以来の最も大きな改正になるかと認識しております。この改正の内容には、一つの大きな柱として地域包括ケアシステムの構築と、もう一つは費用負担の公平化というものがああります。この大きな改正の中で、やはり区にはいろいろな影響が出てまいりますが、予防給付の一部が区の地域支援事業に移行してくるということで、我々も保険者として責任を持って、今後の制度の維持発展に努めていかなければいけないと思っております。</p> <p>本日は、第6期計画の骨子（案）ということで、現在検討している途中の内容になりますが、議題としてお示ししてございます。</p> <p>それから、報告事項の中では、杉並区独自の取組としまして、地域包括支援センター（ケア24）に独自に地域づくりの担当を置いて取り組みを始めている中間のまとめを報告させていただきます。</p> <p>限られた時間ではありますが、各委員の方々から闊達なご意見をいただければと思います。簡単ですが、ごあいさつに代えさせていただきます。</p>
高齢者施策課長	<p>それでは、これ以降につきましては会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>短い時間ですが、活発にご議論いただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>最初に事務局から資料の確認をお願いいたします。</p>
高齢者施策課長	<p>最初に、事前にお送りいたしました資料の中で、資料7の後についております参考資料の一部に訂正がございいます。「杉並区介護保険運営協議会委員名簿」という資料の「参考資料」の文字の右下に「平成26年7月3日現在」となっておりましたが、この日付を「平成26年9月19日現在」に訂正をお願いいたします。申し訳ございません。</p> <p>次に、本日の議題1に係る資料1について別紙8、9の資料の追加がございいますので、本日机の上に置かせていただきました。</p> <p>また、報告事項(1)の地域包括支援センターの地域づくりに関する資料を机の上に置かせていただきました。</p> <p>それから、緑色の冊子で平成26年度版「すぎなみの介護保険」と、参考資料といたしまして、「いつまでも自分らしく」という情報誌を置かせていただきました。</p> <p>あわせて、次回、第3回介護保険運営協議会のご案内を配付させていただきました。次回は10月24日の午後2時から、杉並保健所、地下講堂での開催となりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>資料の説明は以上です。</p>
会長	<p>それでは、お手元の議事次第に従いまして議題を始めていきたいと思います。</p> <p>最初に前回の運営協議会の議事録の確認です。既にお手元にお送りしてありますのでご確認いただいているかと思いますが、何か訂正すべき箇所を御存じの方はいらっしゃいますか。</p> <p>よろしければ議事録は承認ということにいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>最初に、介護保険事業計画の計画案、素案の骨子（案）というものです。</p>

	こちらにつきましては、高齢者施策課長からご説明をいただきましょう。よろしくお願ひします。
高齢者施策課長	<資料1に沿って議題(1)「第6期杉並区介護保険事業計画の策定について 計画素案の骨子(案)」説明> 私からは以上でございます。
会長	ありがとうございました。 ご質問、あるいはご意見がおありの方はいらっしゃいますか。
委員	今度、2014年の介護予防・予防給付・総合事業というように窓口を分けることになるわけですね。恐らく窓口で非常に混乱が起きるのではないかとということが懸念されますし、それに対する取り扱いが今までと違った場合などの苦情のようなものも、多分ケア24に来てしまうのではないかと思います。 その辺のところ、ケア24の窓口の負担が余り増えないようにするための、苦情処理も含めた円滑な流れというのをぜひとも作っていただきたいということが一つ。 また、以前からお伝えしていることですが、これだけ制度が変わるわけですので、やはり介護保険運営協議会にケア24の職員を1名入れたほうが良いのではないかと思います。以上です。
会長	ありがとうございます。事務局からお答えはありますか。
高齢者施策課長	制度が変更になった場合には、区民の方への周知というのは非常に重要なことだと思っています。当然、ケア24だけではなかなか大変だと思いますし、区としても介護保険課を含め、区の職員もきちんと説明できるようにしていきたいと思っています。 また、運営協議会の役割として、地域包括支援センターの運営についても検討いただくという位置づけもでございますので、そういった意味で今のところケア24からの委員を加えることは考えておりません。
会長	よろしいでしょうか。それでは、他にご質問やご意見がおありの方はいらっしゃいますか。
委員	現在いろいろなところで民間の事業者が関わらせていただいているわけですが、この事業がこれだけ変わっていくと、事業者の方々に対して「この部分がこう変わりました」ということはどこかで説明されているのでしょうか。区の方々が事業者の方々を集めて、事業者の要望やご意見などを聞く機会を作ってくれるのではないかと思います。その辺に少し心配があります。
介護保険課長	事業者の皆さまにつきましては、昨年の12月ぐらいに国の社会保障審議会の介護保険部会として今回の法改正の概要の基礎的な部分が出されてきておりますので、年明け以降に、事業者連絡会や、各事業者の総会や研修会などの機会にご説明をさせていただいてまいりました。 今年の7月にガイドラインという形で、ようやく具体的な内容が見えてまいりましたので、今後進めていかなければいけない、いろいろなサービスをどうしていくか、区民の皆さん、事業者の皆さんへどう説明していくかというスケジュールもやっと検討に入ったところですので、今後もいろいろな研修の場や事業者がお集まりになる場を活用させていただいて、できる限り早い段階で情報提供をさせていただきたいと考えております。
会長	よろしいですか。何かご意見のある方はいらっしゃいませんか。
委員	訪問介護の関係では、ちょうど昨日に杉並訪問介護事業者協議会で介護保険の改正内容を更新したばかりでしたので、頭の中の新情報を確認しながら

	聞いておりました。
会長	ありがとうございました。他はいかがですか。
委員	ケアマネ協議会では、来年3月ぐらいに勉強会を予定しています。
会長	3月ですか。
委員	ぎりぎりの時期になりますが、これからいろいろ内容が変わって混乱をきたすよりは、本当に最終的に内容が決まったところだと考えています。
委員	杉並訪問介護事業者協議会でも2月にもう1度開催する予定です。法改正になる前に、あと2回ぐらいは研修を行うことになると思います。
会長	かなり大きく変わりますので、本当は早く準備をしたいけれども、下手に準備を進めると、後で内容が違っていたら余計困ると、そういうことですよ。同じことは、区のほうにも言えるのだろうと思うのですが。 他にご意見、あるいはご質問はありますか。
委員	制度が変わるときは、細かな内容がわかるのは結局最後になってしまうというところもあるのですが、事業者側が理解できるのがぎりぎりになるので、利用者の方たちに説明することはもっと後になってしまい、そこでまた混乱することがよくあります。 やはり一般の方たちへの説明のためにわかりやすい資料のようなものをできるだけ早く作っていただくと良いと思います。
会長	先ほど委員から苦情の問題のご指摘がありましたが、苦情が来る前に説明ができるようにするのが本来の形なわけですよ。 ただ、実際に利用者へ説明をしなければいけないのは、恐らくケアマネジャーになってくるであろうと思いますので、ケアマネジャーの皆さんが情報を早く取得して、説明をしてくださるということが必要なのではないのでしょうか。 他にいかがでしょうか。
委員	たくさんありますのでまとめてお聞きしたいのですが、まず前段に、今回骨子（案）が配られたわけですが、障害者分野をどう位置づけるのかということを感じました。確か第5期の介護保険事業計画策定の際に議題になったように思うのですが、そのときは最終局面だったために、なかなかそれを組み込むということは厳しい状況だったんですけれども、障害者団体の方から事業計画に障害者に係る視点を盛り込むことはできないのかというような話があったと思います。 今回、まだ骨子の段階です。ぜひそういったことを盛り込んでほしいと思いますが、そのあたりどうでしょうか。
高齢者施策課長	障害者の方が高齢になってからの課題という意味でのご質問でしょうか。
委員	介護保険制度と障害者支援法では介護保険制度を優先というところで、いろいろな問題が出てくるということが、この間もずっと言われているかと思えます。
委員	障害がある人が、介護保険を取得したときの問題ということですよ。
委員	そうですね。その問題については国があまり動いていないので、率直に言って難しい課題なのですが、ぜひ第6期のこの事業計画にはそういう点を入れてほしいという話があったように記憶しています。
会長	確かにそのような話がありましたね。
介護保険課長	介護保険と障害者の施策の兼ね合いと言いますか、いわゆる障害者のいろいろなサービスを受けてこられた方が、65歳になって高齢者になると介護サ

	<p>ービスを受けられるようになりますということで、障害の制度から介護の制度へ移行される方もいらっしゃるわけです。ただやはり、介護保険のサービスというのは、障害者の方専用の設定はなかなか難しいところがありまして、介護サービスでの対応が難しい場合は、障害者施策でのサービスをどう適用していくかと、そういった課題になりますので、介護保険サイドの計画の中から障害者のところを位置づけていくというのは、少し難しいところがあるかと考えているところです。障害者の事業者側などから介護保険に移行されることを見通すような考え方をお示しいただくとありがたいと思うのですけれども、どうでしょうか。</p>
会長	<p>いかがでしょうか。</p>
委員	<p>基本的に65歳になると介護保険のほうに移行して、同じ言葉の場合はそちらを優先するという話がありまして、障害者のショートステイというのが65歳になると高齢者用のショートステイを使うという話があります。でも知的障害者の方が高齢者のショートステイに行った場合に、他の高齢者の方々とはなじめないというのがとても大きな問題になっております。</p> <p>障害者もだんだん高齢化しまして、その場合は、例えば障害者特有のショートステイのほうに入っていただきたいのですが、これからそういった障害者特有の問題が出てくると思います。</p> <p>今のところ、身体障害者の方はまだ良いかもしれませんが、精神とか知的障害の場合は、そういう障害特性を理解した上で介護保険事業を考えてほしいと思います。</p>
会長	<p>同じことはホームヘルプもそうですよね。ホームヘルプでも障害者に対応できるときとできないとき、あるいはできるところとできないところという問題は起こっていますよね。</p>
委員	<p>障害者の方の指定を受けているところと受けていないところということですね。</p>
会長	<p>ご意見をどうぞ。</p>
委員	<p>ケアマネジャーの協議会と障害者総合支援法を捉えたところで、杉並区のスマイルで今後どのように連携していけるのかといったところで現在話し合いをしております。</p> <p>話し合いには区の障害者施策課の方も入っていただいておりますので、介護保険課の方にも加わっていただいて、どのように連携していけるのかとか、上積みサービスをどうするかといったところを一緒に考えていけるといいのかなという話は出ているのですが、その辺はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>グループホームなのですが、現在知的障害者のグループホームはだんだん増えているのですが、65歳になったときに知的障害と認知症は大きく違ってまいりますので、そこで65歳になったからといって、認知症のほうに入れられてしまったら大変困ってしまうということがあります。</p> <p>また、現在知的障害者のグループホームの利用料は、大体利用者が年金で支払えるぐらいの金額で運営されています。大体9万円程度ですので、親がおこづかいを残せば何とかかなるかなという感じですが、認知症の場合は、大体14、5万と言われておりますので、そこで5万も増えてしまうと知的障害者は大変困ることになります。</p>
高齢者施策課長	<p>介護保険法で行われるサービス提供の内容と、障害者の総合支援法や障害者福祉で行われるサービス提供は、制度的な設計が違ってまいりますので、そこをいかに連携していくかというのが課題かと思います。</p> <p>障害者分野の協議会などでも高齢になったときの問題というのは同じよ</p>

	<p>うなことをおっしゃっていました。知的障害、また精神障害をお持ちの方が高齢になると受け皿を探すのが大変だということです。</p> <p>一方で、介護保険優先と言われるということで、高齢になるほどサービスのマッチングが非常に難しいという課題があることは私どもも承知しております。</p> <p>先ほど申し上げました分野別計画の保健福祉計画という大きな計画の改定をさらに行っております。その中では横断的な考え方を書き込むことは可能かもしれないのですが、介護保険事業計画で障害者の方だけのメニューというのはなかなか難しいと思われまます。障害者の方に特化したメニューやサービスメニューを、介護保険制度の中で区独自で作っていくのはなかなか難しいかと思っております。</p>
会長	<p>サービスの種類によっては、障害者にも対応できるような内容を組み込んでいくとすると、例えばグループホームは難しいだろうと考えます。難しいとは思ったのですが、ある種のサービスだったら可能なものもあるかもしれませんので、その辺を少しでも書き込むことができればいいかもしれません。</p> <p>ただ、本体としては、先ほど高齢者施策課長が言われたように保健福祉計画の中でしっかり書いて、また調整していくということしかないかもしれないですね。</p> <p>では、他のご意見をお願いします。</p>
委員	<p>なかなか大変なことを質問しているということはわかっているのですが、第5期でも同じような話が出て、やはりなかなか改善されないまま第6期になっても国からもそういう方針が示されないと。</p> <p>第7期あたりでその辺りがちゃんと出てくるのではないかということも言われておりますが、こういう課題があるということ基礎自治体にはぜひしっかり認識していただいて、対応いただければという意味で言ったので、ぜひそういうことも含めて考えていただければと思います。</p>
会長	<p>他にもたくさんあるとおっしゃいましたね。</p>
委員	<p>事業者の方々にとっては、この法改正が結構打撃になるのかなということも観点ですね。</p> <p>例えば、要支援者の支援がボランティアなどに代替されることになって、訪問介護や通所介護の事業者は、率直に言えば利用者が減ったりすることにもなると思います。それは存続に係る契機にもなりかねないということも少し感じますが、そのあたりはどうなのかなと。</p> <p>また、介護事業所によっては、従来の有資格者である訪問介護と多様な担い手による掃除、洗濯などの生活支援の両方を行うこともあり得ると思いますが、事業所内に介護福祉士やホームヘルパーなどの有資格者と、多様な担い手の無資格者を抱えることになるわけです。</p> <p>そういったときに、私もガイドラインをまだ読み込んでいないのですが、事業委託の単価というのは現在の介護報酬以下に設定するようになっていると示されていると思います。</p> <p>その場合に、専門的サービスにはふさわしい単価と言いつつ、多様な担い手によるサービスは低廉な単価にするということになった場合は、プロが担っている報酬が引きずられて下がってしまうということになるのではないかと思います。そのあたりどのように改善されていくのかと、ちょっと不安があります。</p>
会長	<p>高齢者施策課長、いかがですか。</p>

高齢者施策課長	<p>国のガイドラインの案の段階で読み込んだものでお配りした資料なのですが、A型からD型までを全部実施しなければいけないということでもないかと捉えています。</p> <p>訪問型サービス、通所型サービスについても、地域の実態にあってA型、B型、C型、D型を含め、どのように作っていかなければいけないのかということ、よく考えていかなければいけないということと、ボランティアというイメージが、1人で自由にやっているイメージということではなく、やはり事業体としてきちんとした組織体でなければ委託もできないと思っています。</p> <p>特に、個人情報に関しては、A型からD型まで全部なのですが、個人情報の保護に関しては全てに義務が課せられていますので、そういった組織体としてきちんとサービス提供できる場所というふうを考えています。</p> <p>ボランティアであっても、事業体としてきちんとしている場所というふうを考えています。</p>
会長	委員から何かご意見はありますか。
委員	<p>昨日も、事業者の人たちが100人弱集まって、先生のお話を聞いていたんですけども、皆さん泣きたいような思いで聞いています。やはり、要支援の分野の仕事は、これから先は余り大きくしないほうが良さそうだというのが、みんなで話した結果です。</p> <p>というのは、ボランティアの方とか、有償ボランティアの方とか、いろいろと入っていらっしゃいますので、ヘルパーの仕事がそちらのほうに移行する可能性が大になってくるという話になっています。</p>
高齢者施策課長	杉並区で、実際にきちんとした事業体でボランティア組織というのは、それほど数多くあるとは思えないのですが、あるのでしょうか。
委員	<p>私たちの中でも「ボランティアさん、いらっしゃるんですかね」という話になりました。そこで、「区の職員がボランティアをすれば現場のこともわかるはずなので、1カ月ぐらいずつボランティアで来てくればいいのか」という話を冗談でしていました。</p> <p>でも、皆さん外に出られていないので、実際の現場がどんなものかということがわからないので、そうしていただくと、ボランティアも増えるのかなと思います。あとは、ボランティアの協会は私たちはあまり存じあげないです。</p>
会長	ボランティア関係で、何か情報をお持ちでしょうか。
委員	現在、社会福祉協議会ではボランティアの方にいろいろとお手伝い願っておりますが、果たしてこういった分野でやれるのかということは気になります。
会長	<p>ありがとうございます。事業者の介護報酬への影響というのも大いに気になるのですが、もう一つ気になるのは、そこで働いているヘルパーの方への報酬がどうなっていくのかということです。</p> <p>確実に下がることになりかねないですね。</p>
委員	30年までに要支援の方が減っていく可能性があるのですが、そこで大体要支援の認定がなくなるのではないのでしょうか。そうなってくると、やはり要支援の事業所から皆さん撤退したいというような話は出ていました。
会長	そうですね。だから働き手にとっては、専門的なサービスと言いながらその専門的なサービスを提供するのに見合うだけの報酬が支払われていない。今でもそうなのでしょうけれども、もっとそうなっていくという危険性は感じますね。

委員	杉並区の要支援の選抜に関してはまだ何も出てきていないですよ。昨日聞いた話で申し訳ないのですが、東京都のほうでは上限は設けていますけれども、ほとんど丸投げにしているような形の話が出ていました。要支援の生活総合推進事業に関しては、個々の保険者によって、みんな違ってくるということを聞いているのですが、杉並区ではまだ何も決まっていらないですよ。
高齢者施策課長	事業者を支払われる単価についてのご質問ということでしょうか。
委員	そうです。
高齢者施策課長	単価については、まだ国から基準額のようなものは示されておられません。
委員	それには、上限があるんですよ。
高齢者施策課長	上限額という言い方なのかわからないのですが、まだ示されておられません。来年度以降の介護報酬との絡みもあるのかと思うのですが、それが出ないとこちらも動きようがないという状況です。
委員	ですから、何もまだ決まっていらないというふうに判断してよろしいですよ。
高齢者施策課長	まだ何もきておられません。
委員	そうですよね。
会長	これも先ほどと同じなのですが、早く決めてもらわないと事業者としては経営計画が全く立たないということになるわけですよ。事務局から何かありますか。
介護保険課長	その事業への移行のお話は先ほど資料でご説明させていただいたのですが、やはり7月に国から示されたいろいろなサービスの類型などを参考にしながら、そしてこれから国が出すであろう単価の上限的なものを見ながら、サービス内容のメニューを固めていって、それをどなたにやっていただくかという、そういったところの準備があります。国のほうでは来年の4月から始められるところは始めて良いことにされておりまして、2年の猶予があるわけですが、そういった意味では、区としてはサービス体制の基盤整備にじっくり時間をかけて、その一定のスケジュールが明確になりましたら、そのスケジュールに沿って、この段階では事業者の皆さん、区民の皆さんに、区がこれからやろうとしていることを周知していくと、そういった段階を踏んでやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
会長	委員から他に何かございますか。
委員	ここまでにしておきます。
会長	他にご意見、あるいはご質問がおありの方はいらっしゃいますか。
委員	私どもは、介護保険の中で、専門職として、日々研鑽を重ね、研修を重ね、実施指導を重ねてやってまいりましたけれども、ボランティアの方に対してどのような指導を自治体では考えていらっしゃるのでしょうか。現場は、そんなに甘くないのではないかと存じますが、いかがでしょうか。
会長	高齢者施策課長、いかがですか。
高齢者施策課長	委員のおっしゃるとおりだと思います。ボランティアというイメージが、ばらばらだということもあります。気が向いたときだけ行うボランティアもあるでしょうし、本当にプロ意識を持ってなさっているボランティアの方もいらっしゃいます。

	<p>ここで言うサービス提供の主体となつていただくボランティアは、プロ意識で活動される方を想定しています。そうしなければ、サービスを利用される方の高齢者のためにもなりませんので、あくまでもプロの方を考えています。そうした教育機能を持った事業者でないと、恐らく委託もできないと思っております。</p> <p>ただ、ボランティアの方に仕事をとられるのではないかとということをおっしゃっていますが、そういったプロ並みの仕事をしていただけたところが指定事業者以外に実際あるのかということも、私たちも非常に不安に思っておりまして、少しずつ探りを入れているところではあります。ここに任せれば安心ということではそれほど数多くないのではないかと思っております。</p>
会長	<p>かつてボランティア団体だったところが、介護保険ができたときから、徐々に指定事業者になってきているということもあります。ですから、おっしゃるように、現在ボランティアで残っているところは、むしろプロ的になりたくないところが残っている可能性もあるというふうに思いますね。他にいかがでしょう。どうぞ。</p>
委員	<p>聞けば聞くほど、本当にいろいろなことが気になります。</p> <p>国は、必要な人には専門的サービスを提供するというようなことを言っていますが、その専門的なサービスを必要とする人の基準というのは、ガイドラインでいうと、どのようになっているのでしょうか。</p> <p>なぜこのようなことを聞くのかというと、事業移行後に、専門的サービスと多様なサービスという2本立てのうちの、多様なサービスの利用割合がどんどん増えて、専門的サービスというのがどんどん減っていくと、2025年には専門的サービスは5割程度となるというような試算を国が示したと思います。ということは、国が言っているのは、どちらかということ専門的なプロがたくさんいるというよりは、その多様なサービスを担うボランティアのほうが増えていくということをお想定しているのだと思います。</p> <p>ただ、そうだとすると今のこの場所での議論と若干ずれてきて、実際の現場では本当はプロが必要なのに、多様なサービスというところに関係するというようなことにもなりかねないのではないかと思っているのですが、そのあたりをどのようにお考えなのかお聞きします。</p>
高齢者施策課長	<p>国の資料はそういう方向性を示していると思います。狙いとしてはそういった分野を担ってくださいということでして、実際に要支援レベルの方たちが日常生活で困っているということでは、第1に買い物が困難だと言われております。重いものが持てなくなったということで、今はお取り寄せやインターネットなどいろいろ手段はありますが、やはり自分の目で楽しんで買って帰るといのはなかなか大変だという方たちが増えているということです。</p> <p>そういった中で、買い物やお掃除で困っているということが背景にあったので、それでは買い物代行だけとか、お掃除を少しやっってもらっただけとか、家具を動かしてもらっただけということについては、シルバー人材センターの「孫の手」という30分無料で行っている事業がございますが、そういったものを利用していただいてもいいのかと思っております。</p> <p>ここでいう多様なサービスというのは、ある程度責任を持ったサービス提供をしていただきたいと思います。先ほど、プロのサービスを受けられる人はどうするのかというご質問がありましたが、なおさらここではアセスメント、マネジメントをきちんと行い、本当に必要な方には自立支援に資するようなサービス、訪問介護とあわせて、今の杉並区の中の一部ではござい</p>

	<p>ますが、本当にプロ意識を持ってサービス提供をしていただいている法人などの方たちにも少し緩やかな、AとかBなどのところで、プロ意識を持って、自立支援に資するようなことをやっていただけたところがあれば、ぜひお願いしたいと思っております。</p> <p>そういったところをきちんと中身を確認した上で、区のほうで指定をするなり、委託をするなりということはしていきたいと思っております。</p> <p>目標は、あくまでも自立支援を資するというございますので、そういった事業体の方をお願いしたいと思っております。</p>
会長	<p>タイムスケジュールはどのように考えていますか。</p>
高齢者施策課長	<p>来年の4月から全てを丸ごとお願いしてしまうというのは厳しい状況かと考えております。</p> <p>やはり事業者の方が非常に不安に思っているらっしゃって、事業者の方、ケアマネジャーの方が不安に思うと、サービスを利用したい方がもっと不安に思いますので、事業者の方、サービスを利用したい方、区民の方を含めて、説明、周知の時間というのは必要かと考えております。</p> <p>その前に、保険者である私たちがわかりやすい資料が作れるぐらいにきちんとこなさなくてはいけないのですが、ガイドライン（案）のQ&Aがこの秋に出るというところで非常に心待ちにしておりますけれども、変更がないのかどうか、それから、上限額もいつ出るのかということを実際に心待ちにしているところで、それによっては周知に特に時間をかけなければいけないということがまずありますので、時間的な余裕がほしいところです。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。本日は、これが一番大きなテーマなので、時間をかけてやりましたけれども、特にご発言がなければ、次の議題に移りたいと思うのですが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。</p> <p>それでは、2番目の議題に移ってまいりたいと思っております。</p> <p>これはもう何回も話を聞いている条例案の参酌部分についてという議案です。説明をお願いします。</p>
介護保険課長	<p><資料2に沿って議題(2)「指定介護予防指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例案の参酌部分について 説明></p> <p>私からは以上でございます。次の、地域包括支援センターの条例については地域包括ケア推進担当課長のほうからご説明させていただきます。</p>
会長	<p>お願いします。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p><資料2に沿って議題(2)「指定介護予防指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例案の参酌部分について 説明></p> <p>私からは以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。この件は前回も随分説明をいただいているところで、変わるの文言が「介護保険運営協議会」になるということだけだという話です。ご質問あるいはご意見がおありの方はいらっしゃいますか。</p>
委員	<p>現場の声を聞いていただくために、運営協議会のメンバーに地域包括支援センターの人間を1人入れられないかということです。</p>
会長	<p>定数などはどうですか。下回ってはいけませんが、上回るの構わないわけですね。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>従うべき基準というのは、それをクリアしなければならない基準と捉えておりますが、上回ることは考えておりません。</p>

会長	そうすると、3職種1人ずつというのがミニマムで、後で出てまいります が、モデル地域では地域包括ケア担当が1人増えていますよね。
地域包括ケア 推進担当課長	現在も最低基準は3名ということですが、実際には各4名が配置されてお り、地域づくり担当のいる地域包括支援センターは、さらに1名を加えた計 5名が置かれている状況でございます。
会長	そこを条例で多めに書くということはあり得ないのですか。
地域包括ケア 推進担当課長	条例は、ある程度いろいろな事態を想定するということが前提でございま すので、最低限の人数は定めるといように考えております。
会長	いかがですか。
委員	私が言いたいのは、この運営協議会に地域包括の人間をなぜ入れないのか ということです。
会長	それはわかっています。 私が今言ったのは、地域包括支援センターケア24に配置する人員を増や すことは、がっちり決めてしまったらどうかということを考えましたので。
地域包括ケア 推進担当課長	条例では「従うべき基準」ということで3名ということになります。
会長	わかりました。よろしいでしょうか。それでは、この件は了承ということ にしたいと思います。
介護保険課長	今ご了承をいただいたところで、今後の進め方について、実は前回もお話 させていただいたのですが、今回は「地域包括支援センター運営協議会」の 文言を「杉並区介護保険運営協議会」に変えるという、そこだけの条例規定 に当たっての参酌する変更部分ということです。法務担当とも協議をさせて いただいておりますが、今現在ある基準と同様の条例になり、この条例制定 が区民の生活に大きく影響を及ぼすというものではないということで、いわ ゆるパブリックコメントについては必要はないだろうという意見をいただ いております。このため、パブリックコメントは実施せずに、1月に条例案 を出していくということで準備を進めてまいりたいと考えております。 4ページにスケジュールをお示ししておりますが、6月の運営協議会で第1 回目のご説明をさせていただき、本日で2回目の説明をさせていただきます ので、本日、条例（案）の内容をご容認いただきましたので、次回の運営協議 会で条例の内容についてお諮りすることなく、年明けの1月の議会へ条例 （案）を出させていただいて、その結果を来年3月の運営協議会でご報告さ せていただければというふうに考えております。よろしいでしょうか。
会長	ということは、4ページのスケジュールによらないで、この後直に議会へ 提案して、議会を通過したならば、改めて「通過した」という報告をいただ くということですね。
介護保険課長	そういうことです。
会長	よろしいでしょうか。
委員	パブリックコメントを省略するというお気持ちもわかるのですが、やはり あらゆる機会に区民が意見を上げることを保障するべきで、それが筋ではな いかと思います。 確かにパブリックコメントと言っても、意見が3件、4件しか来なかった ということもありますが、やはり条例になる以上、そういった手続きという のは重要ではないのかと思います。どうでしょうか。
会長	これは部長にお答えいただいたほうがよいでしょうか。
高齢者担当部	条例の改正は区政のいろいろな分野でたくさんございます。先ほど介護保

長	<p>険課長から、法務担当という法規の解釈を行う専門セッションへ協議を行ったところ、区民生活に重要な影響を及ぼすか否かという、そういう一つの基準があることを申し上げました。例えば簡単な規定の整備、改定とかといったもので直接影響が出ないようなものについては、これまでもパブリックコメントは行わずに改定したものがたくさんございます。専門的なセッションである法務担当との内部の調整では、今回の改定箇所については、そういう解釈ができるだろうということで、現時点では考えております。</p>
会長	<p>地域包括支援センター運営協議会の名称を介護保険運営協議会に変えるだけで、現在の役割と実質的にはほとんど変わらないということで、パブリックコメントを省略したいというお話だったと思います。</p>
介護保険課長	<p>今、会長からご説明いただいたように、運営協議会としての名称が変わるだけで、条例化されても実質的な内容に変更はないということでございますので、パブリックコメントについては省略という形で進めさせていただきたいと考えております。</p>
会長	<p>ご質問がありましたらどうぞ。</p>
委員	<p>4ページの10月から11月にパブリックコメントの実施の予定。区民などの意見提出と、30日間と書いてあるのですが、これはどういうことでしょうか。</p>
介護保険課長	<p>当初、6月の運営協議会でこの議案をお示しさせていただき、この条例(案)の内容について私どもで検討を重ねまして、協議会への報告、審議をお願いしているものです。当初、この内容については区民の生活に影響するような内容が盛り込まれるようであれば、当然パブリックコメントが必要であろうということを想定して事前に日程を入れておりました。ただ、今回、その必要性がないだろうということで、10月の第3回目の介護保険運営協議会のところと、10月、11月のパブリックコメントの実施については削除させていただければということでございます。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>この資料は、実は前回にも出てきたスケジュール表なんです。それがそのまま今回も出てきているので、ちょっとずれたということです。</p>
委員	<p>では、今回は削除しておけばよかったですね。</p>
介護保険課長	<p>そうすればよろしかったのですが、皆様のご意見を伺った上でと思いついて削除を行いませんでした。</p>
会長	<p>ということでした。スケジュールは、ぜひ議会のほうでご確認いただければと思います。</p> <p>では、そのようにさせていただきたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。これで用意された議題は終わったのですが、報告事項が5件あります。このうちの一番最初が少し大きな話ですので、これだけを切り離してまず報告していただいて、あとはまとめて報告ということにさせていただきたいと思います。</p> <p>では、お願いします。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p><資料3に沿って報告事項(1)「杉並区地域包括支援センター(ケア24)における地域づくりの取組みの中間報告について」説明></p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。中間報告ということですが、ご質問あるいはご意見お持ちの方いらっしゃいますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。地域づくりということで、点を発掘することはできるんですよ。つまり、個々の人を、1人、2人、3人と点で見つけていくこ</p>

	<p>とは割と簡単で、この点と点をつなぐこともできないことではないのですが、面にしようとする途端に難しくなってくるというのが、とりわけこういう都会の住宅地の特徴でもあるわけです。その意味で言うと、核になる人が増えたということだけで喜ばないほうが良いのではないかと思います。</p> <p>その核になる人を中心にして、面に広げていく。これは相当大変なことだろうと思います。ただ、それができないと、例えば孤立死などの予防にはつながっていかないという難しい局面がこれから待ってるのだろうと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。ありがとうございました。</p> <p>それでは、残り四つを一括してご報告いただきましょう。お願いいたします。</p>
介護保険課長	<p><資料4に沿って報告事項(2)「地域密着型サービス事業所の開設について」説明> 引き続き <資料5に沿って報告事項(3)「地域密着型サービス事業所の廃止について」説明> 引き続き <資料6に沿って報告事項(4)「地域密着型サービス事業所の廃止および指定について」説明> 引き続き <資料7に沿って報告事項(5)「地域密着型サービス事業所(区外)の指定について」説明> 以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ご質問がおありの方がいらっしゃいましたらどうぞ。</p>
委員	<p>資料5についてですが、定期巡回・随時対応型の事業の廃止ということで、私自身も非常にショックを受けているんですが、この事業はなかなか安定していかないなと思っています。</p> <p>このジャパンケアのような比較的力量があるようなところすらうまく回っていかないというのは、本当にこの事業はこれから先どうなっていくのかということを感じます。</p> <p>区としては、安定した事業とするためには、どのようなことが今後必要になっていると考えているのか、そのあたりを少しお聞きしたいと思います。</p>
介護保険課長	<p>定期巡回のサービスはなかなか事業者の参入も進まないというところがございます。全国レベルでも事業所がまだ498で、利用者の数も全体で8,148というなかなかサービスが進んでいないという現状があります。全国の保険者の中でも13%の126保険者しかこのサービスが存在していないという実情がございます。</p> <p>私どもも事業者のほうから、なかなか利用者が集まらない、特に訪問介護、ご自宅にお伺いする人材の確保がなかなか難しいという話を聞いております。ただ、訪問介護の事業所の従事者の方とうまく連携して、オペレーターの人員配置について効率化を図るといった見通しがあれば、事業の展開も見えて来るのではないかといたしてお話も伺っております。区としても、何か支援の方法はないものかと考えておりますが、区として加算の報酬をという、そういった自治体もなくはないのですが、ただ、やはりそういった加算としますと、その利用料にまた跳ね返るといようなこともございます。来年1月からの介護報酬改定というところで、国の分科会のほうで今その検討は行われておりまして、定期巡回についても、地域密着型ということでもいろいろ</p>

	と議論が行われております。ホームページにもアップされたと思いますが、私どもとしましては今現在の介護報酬改定の動きも見守りながら、区として何ができるかということを検討してまいりたいと考えてございます。
会長	よろしいでしょうか。他にご質問がありましたらどうぞ。
委員	<p>もう一つは、資料6ですが、これも私にとってはすごくショックなことでした。</p> <p>沓掛ホームといえ、それなりに歴史もあり、地域に根ざしていた法人だったはずが吸収合併ということになってしまったと。これはどのようなことが原因だったのかなと感じています。</p> <p>インターネット上に「2ちゃんねる」というものがありますが、そこに職員の方が書き込みをしているようで、その書き込み自体が正しいのかどうか分からないのですが、職員の退職が相次いで、採用がうまくいっていなかったり、経営上の問題があつたりというような話が出ているようです。</p> <p>法改悪をされたような状況の中で、今後、法人の運営もすごく困難になってくるのではないかとということも感じていて、そのあたりについて、区としてはどうやって実態の把握や支援を考えているのかということをお聞きしたいと思います。</p>
会長	いかがでしょうか。
介護保険課長	<p>この奉優会といいますか、えのき会については、そのネット上で出ている真偽について正確なことは存じ上げませんが、法人として今後どうしていったらいいのかといった、今回の吸収合併に至るまでの間においても、法人側からいろいろとご相談を受けてきたという経緯はございます。</p> <p>また、法人として今後どういう方向性でいくかということについては、法人の理事会等において十分討議を重ねた上で、今回このような結論になったと認識してございます。</p>
会長	部長から何かございますか。
高齢者担当部長	<p>介護保険課長から申し上げましたとおり、私もそういった相談や調整に立ち会いましたが、法人のほうはやはりいろいろな課題が出てきておまして、歴史ある地域に根づいた法人でしたので、私どもも何回かお会いして、何とか自力での更生というか、そういったことができないかというお話や指導的なお話はさせていただいたのですが、やはり、最終的には理事会の中で、そういった結論に至ったということです。</p> <p>私どもとしましても非常に残念な思いではありますが、ある意味理事会の決定ですので、奉優会という形の運営になりますが、この移行期間の中で、理事会のメンバーの中にも、段階的に奉優会のほうからの理事が新理事として入るなどして、円滑な移行はできたのではないかと考えております。</p>
会長	この資料で、法人の理事長のお名前が同じなのはどのような事情でしょうか。
高齢者担当部長	私のほうから申し上げます。今申し上げた途中の経過でございますが、えのき会の理事会の中で理事、役員の変更がありまして、この香取さんという方が、えのき会の理事長にもなっていたということでございます。
会長	<p>わかりました。法人の吸収合併に先立って、理事長が兼任していたということですね。わかりました。ありがとうございます。</p> <p>他にはよろしいでしょうか。ご質問がなければ、ちょうど予定の時間になりましたので報告は終わりにしたいと思います。</p>
高齢者施策課長	事前にご送付しました「総合計画改定案」、「実行計画改定案」と概要版につきましては9月1日から9月30日までパブリックコメント期間中でございます。

	<p>ますので、本日ご報告しました内容も若干盛り込んでおります。ぜひご覧いただきまして、ご意見を寄せていただければと思います。ホームページのほうでも、方針は掲載されておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>また、本日配布いたしました冊子の「自分らしく」は、簡単にしかお伝えできなかったのですが、地域資源として非常に重要なサロンのマップもこの中に記載しております。実は、こちらは地域包括支援センターを通して把握した情報ですので、もしかしたら他にも情報がたくさんあるかと思えます。実際には地域の中でもっとたくさんのサロンができていないかと思えますが、こちらで把握できた範囲のものを記載しております。</p> <p>最後に委員の皆様にご提案なのですが、本日いただいたご意見の中で、地域包括支援センターの職員を委員として加えてはどうかというお話がございました。地域包括支援センターの運営に関するご意見もいただく場なので、その職員を委員として置くというのは、区の職員が委員に入っていないのと同じように難しいかと思えます。ただ、事務局サイドとして、ケア 24 の職員にゲストスピーカーとして来ていただいて、委員の皆様からの質問にお答えするという事は可能かと思えます。これはケア 24 へ投げかけてみなければいけない話ですが、そういった形でケア 24 の職員に入ってもらおうという方向であれば可能ではないかと思えますが、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>多分、そう考えて入っていないのかなと思いました。以前は長谷川委員がケア 24 の所長を兼ねていたので、そういうこともできていたのですが、もう少し事務局のほうでお考えいただいて、何かいい方法を見つけていただければよろしいのではないかと思います。</p>
高齢者施策課長	<p>では、検討させていただきます。</p>
会長	<p>他に何かあればどうぞ。</p>
介護保険課長	<p>資料の取り扱いについて、資料 1 の 2 枚目にある高齢者の人口推計の資料でございますが、まだ未確定の部分があるということで、実は 26 年の数字につきましてはまだ到来していない 10 月 1 日の数字を入れているため、もう一度これをつくり直さなければいけないということと、もともとの人口推計のデータの詳細についてまだ公表していないということもございまして、取り扱いを皆さんのお手元にとどめていただけるようお願いしたいと思えます。ぜひよろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>数字だから、下手をすると一人歩きしてしまうことがあるということでのご注意だと思います。ご協力お願いしたいと思います。</p> <p>ちょっと過ぎましたけれども、これで本年度第 2 回の介護保険運営協議会を閉じたいと存じます。ご協力ありがとうございました。</p>